物産協会会員向けアンケート(設問の解説)

今回のアンケート項目について、その設問の意図や背景を御説明します。御一読の上、アンケート回答用紙に御記入ください。

１．製造物責任保険証書（写）の提出について

毎年、製造物責任保険（いわゆるＰＬ保険）の加入を証する証書（写）を提出していただいております。ほとんどの事業者の方は、加入期間を１年間とされていますが、加入時期は事業者によって異なり、４月加入や８月加入など様々ある中、最新の(写)を収集しようとしていたため、事業者の皆様、収集する協会担当者において、繁雑な事務となっておりました。

つきましては、来年度から、毎年、当該年の４月１日を調査の基準日として、調査年度の基準日に加入している証書(写)を収集することとして、業務の簡素化を図ります。すなわち、来年度は、平成３１年４月１日（基準日）が加入期間に含まれる証書(写)を提出していただきます。

なお、ＰＬ保険への加入は、当協会における展示販売の必要条件となっており、その確認のために毎年提出していただいていることを、念のため申し添えます。

▼例１：平成３１年５月１日が加入日の場合

平成３０年５月１日～平成３１年４月３０日が加入期間となる証書（写）を提出

▼例２：平成３１年３月３１日が加入日の場合

平成３１年３月３１日～平成３２年３月３０日が加入期間となる証書（写）を提出

２．消費税改正に伴う価格調査について

来年、１０月１日から消費税の税制改正が実施されます。食品は８％の軽減税率、非食品は１０％に改定、但し、外食・ケータリングの食品は１０％（軽減税率適用されず）となります。

それに伴い、取り扱う商品ごとに、１０月１日以降の卸価格・売価・消費税額の調査を確認するため、来年７～８月に調査を行う予定としております。お盆のお忙しい時期ですが、円滑な移行に欠かせないため、調査への御協力をお願いします。

なお、御社の諸事情で、商品の容量･仕様･価格等の変更がある場合は、従来どおり、随時、御連絡いただきますようお願いいたします。

３．食品表示制度の経過措置期間の終了について

食品表示法（平成２５年法律第７０号）の制定に伴い、加工食品については、来年度末（平成３２年３月３１日）までに、新ルールに基づく食品表示に切り替える必要があります。今年３月に「あるでよ徳島」店舗においてサンプル調査したところ、新法（食品表示法の食品表示基準）対応済みの商品は全体の２割にも満たず、まだまだ完了していない現状が確認されました。

今後、業界全体で追い込み作業となるため、期限近くになればなるほど、デザイン会社やパッケージ印刷会社などの業務も立て込み、所要期間が標準以上にかかることが想定されます。取りかかりが遅くなると、御社の努力だけで経過措置期間内に完了しないことになります。早め早めに対応を始めてください。

４．新ルールに基づく食品表示の確認について

来年度末までには、食品について、新ルールに基づく食品表示に適合した商品に入れ替える必要があります。そのため、来年度の２月頃からは、新ルールに適合した食品表示の商品のみ、納品を受ける予定としております。適合しない場合は、食品表示法違反となり、当協会における展示・販売ができなくなりますので、御協力のほどよろしくお願いします。

また、新ルールに基づく食品表示がなされていることを確認するため、継続して、展示販売を希望する全ての加工食品の商品について、「新ルールに基づく食品表示についての確認報告書」（様式は別紙のとおり）の提出をお願いいたします。この書類の提出は、今後食品表示の切替を行う全ての商品を対象として、円滑な移行のため、期限を平成３１年１２月末といたしますが、期限末に集中することなく、早めの御提出をお願いします。

なお、食品表示に係る新ルールの据置期間の終了を目前に控え、来年度以降、当協会で審査する展示販売申請書の様式を改訂いたします（新様式は、来年２月頃から提供予定）ので、御承知おきください。

５．プライスカード等における表示情報について

お客様に対して、商品の情報提供は欠かすことができません。当協会の棚では、商品ごとにプライスカードにおいて、現在は商品名や販売価格を表示していますが、今後は、サイズ見直しとあわせて、セールスポイント（強み・特徴・差別化など）、アレルゲン表示、また、外国人客への情報提供などについて、的確な情報提供を行いたいと考えています。

つきましては、当協会で扱っている会員の皆様の商品ごと、別紙の調査票により、情報提供をお願いしたいと思います。加えて、ＰＯＰ等の制作の参考資料とするため、御社が製作したパンフレット、リーフレット、また、雑誌や新聞スクラップ等の商品説明資料の御提供をお願いします（日本語だけでなく他言語で制作した資料があればありがたい）。

参考資料として、取扱商品の販売実績を同封します。

なお、別紙の調査票は、原則、商品ごと作成していただきますが、商品の違いが６個入りと１２個入りなどの個数・容量だけの場合は、まとめて記載していただいて構いません。

現在のところ、プライスカードの見直しは、次のようなイメージで考えています。

（現行の概要）　　　　　　　　　　　　　（変更案のメージ）

企業名〇〇〇

アルファベットで商品名を表記

商品名〇〇〇〇

　〇〇〇円(税込)

商品のセールスポイントを２０文字

程度で記載する

アレルゲンの表示

企業名〇〇〇

商品名〇〇〇

　　〇〇〇円（税込）

６．事業者向けセミナー・講座への要望について

当協会におきましては、会員である事業者の皆様を対象にしたセミナー・講座を開催しております。平成３０年度においては、

▼平成３１年１０月１日消費税改正に向けた対応について軽減減税率など複雑な対応を学ぶ講座（H30.6.8開催）

▼平成３２年３月３１日で移行期間が終わり、その対応が迫られる食品表示セミナー(H30.10.26開催)

▼初心者がFacebookなどの基本操作について学ぶＳＮＳ講座（H30に9.12、10.3、10,24の３回開催）

など、直面する諸課題について、開催いたしました。

来年度以降、開催を希望するテーマ等があれば、記載してください。できる限り、開催を検討いたします。

７．あるでよ講座の拡充について

あるでよ講座（親子体験ツアー含む）は、一般消費者（親子連れ含む）を対象にして、徳島県の文化や産業を紹介し、特産品の普及・振興につなげるといった視点から、実施してきました。近年の実例を挙げると、

▼梅酒づくり、▼甘酒づくり、▼そば打ち、▼ういろ練り切り、▼大谷焼の陶芸、▼藍染め、▼和紙づくり、▼和傘（ランプシェード）づくり、▼遊山箱づくり　など

年間、５～６講座を７～８回（２回開催もあり）程度、開催しております。

この取り組みを、回数・内容の両面から拡充させて、もっと多くの消費者に参加体験していただき、「事業者やその商品」また「あるでよ徳島」のファンになっていただくことを狙っています。

新しい「あるでよ講座」について、事業者ならではのアイデアを御提案いただければと思います。想定される事業の類型では、製作体験する、工場見学する、収穫体験する、調理体験する、商品のモニター会を開催する･･･、などが考えられます。

別紙に記載していただいた案について、実現可能性の高いアイデアから、御提案者の御協力をいただきながら、順次、実現に向けて検討していきたいと思います。

なお、全ての提案を開催できるものではないことを、あらかじめ御承知ください。

８．会員名簿の確認について

商品について問合せ・発注するため、御社の連絡先を別紙のとおり把握しています。円滑な情報伝達のために、e-メールの活用を行っていますが、全会員について把握しておりません。

つきましては、現在、事務局が把握している連絡先等を記載いたしましたので、変更や訂正、追加などがないか、確認・修正・追加について、御協力お願いします。

９．その他の意見等について

折角の機会ですので、協会に対して御意見等があれば、自由にお寄せください。特になければ、御記入は不要です。